

請願書及び陳情書等の取扱要綱

請願書及び陳情書等の取扱いについては、法令又は規則で定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

請願書

1 請願書の形式

- (1) 請願は、必ず文書によること。
- (2) 請願書は、邦文を用いること。
- (3) 請願書は、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印するとともに表紙には請願書と明記すること。
- (4) 法人の場合は、その名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印すること。
- (5) 請願者多数の場合は、代表者を定めること。定めのない場合は、その筆頭者を代表者とみなす。
- (6) 法人でない団体にあつては、代表者の氏名で請願するものとする。
- (7) 請願書において内容が数項目にわたる場合は、なるべく別書きにすること。
- (8) 請願書は、議長あてに提出すること。
- (9) 議員は請願者とならないこと。

2 紹介議員

- (1) 請願書の提出は、できるだけ2人以上の議員による紹介を必要とする。
- (2) 請願の紹介については、正副議長及び所管の委員会の委員は紹介しない。
- (3) 紹介議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印すること。
- (4) 紹介議員は、その請願が委員会で審査されるときは、委員会の要求に応じて説明しなければならない。
- (5) 紹介議員の紹介取消しについて、次のようにする。
 - ア 受理後議会の議題にされる以前のものについては、議長の許可を得て取り消すことができる。
 - イ 受理後議会の議題にされたものについては、議会の承認を得て取り消すことができる。
- (6) 議会の議題とされた後に、紹介議員の死亡若しくは辞職又は紹介議員の取消しにより紹介議員がいなくなった場合、請願書は引き続き請願として取り扱う。

3 請願書の受理

- (1) 請願書は、議長において受理する。
- (2) 定例会招集前の議会運営委員会開催日の前日（ただし、日曜日及び祝日は除く）までに受理したのものについては、その会期中に審査し、その後に提出されたものは原則として次の定例会で審査する。

4 請願書の取下げ

- (1) 受理後議会の議題とされる以前のものについては、議長の許可を得て取り下げることができる。
- (2) 受理後議会の議題とされたものについては、議会の承認を得て取り下げることができる。

5 請願書の委員会付託

- (1) 議長は受理した請願書について請願文書表を作成し、本会議において議員に配付し関係常任委員会に付託する。
- (2) 議長が必要があると認める請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。
- (3) 請願の内容が2以上の常任委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの常任委員会又は議会運営委員会に付託する。この場合において、当該請願が分離し難いときは、その内容により主として関係のある委員会に付託する。

6 請願書の審査

- (1) 委員会は、付託になった請願を速やかに審議するものとする。
- (2) 請願の審査に当たり、執行機関の意見を聴取することができる。
- (3) 委員会で必要と認めたときは、請願の事項について実地調査をすることができる。

7 審査結果の報告

- (1) 委員会は、審査の結果を採択すべきもの、不採択とすべきものの区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

8 請願書の事務処理

- (1) 請願書は提出の順に番号を付し、受理簿に記入し整理する。
- (2) 請願番号は、毎年1月1日に始まり12月31日で終わる。
- (3) 請願文書表には、受理番号、受理年月日、件名、請願者の住所及び氏名、紹介議員の氏名、請願の要旨並びに付託委員会を記載する。
- (4) 請願者数人連署のものは、代表者氏名ほか何人と記載する。
- (5) 議長は本会議の決定を得た請願について、その結果を請願者に通知しHPで公開する。
- (6) 会期中の委員会で継続審査となった請願について、委員長は閉会中も継続審査できるように議長に申立の手続をする。
- (7) 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求する。

陳情書等

1 陳情書等の形式

請願書の例による。

2 陳情書等の受理

請願書の例による。ただし、陳情書等のうち、次の各号の項目に該当するものは議長が処理できるものとする。

- (1) 特定の個人若しくは団体を誹謗中傷し、その名誉を毀損し、又は信用を失墜するおそれのあるもの
- (2) 法令又は公序良俗に反する行為を求めるもの
- (3) 裁判等で係争中の事件に関わるもの

3 陳情書等の取下げ

請願書の例による。

4 会議の議題とする陳情書等

陳情書等の形式及び受理要件を具備しているもの。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の議題とせず、配付にとどめる。

- (1) 提出に際して、議長のもとに郵送されたもの
- (2) 陳情者等が市民以外のもの

5 陳情書等の委員会付託

請願書の例による。

6 陳情書等の審査

請願書の例による。

7 審査結果の報告

請願書の例による。

8 陳情書等の事務処理

紹介議員に関する部分を除き、請願書の例による。

附則

この要綱は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

附則（令和 3 年 8 月 24 日改正）

この要綱は、令和 3 年 8 月 24 日から施行する。